

台風等の災害時における神栖市立幼稚園の臨時休園等のガイドライン

1 目的

公立幼稚園において、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合に、園児や教職員の生命と安全を守るため安全性の判断と、臨時休園等の対応について、ガイドラインを策定します。

2 対象施設

うずも幼稚園、石神幼稚園、大野原幼稚園、須田幼稚園

3 基本的な考え方

預かり保育事業は、保護者が就労等のため、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、大雨等の場合においても原則として開園としている。ただし、台風接近や集中豪雨等のおそれがある場合には、本ガイドラインに基づき、公立幼稚園における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行うものとする。なお、公立幼稚園として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市（教育委員会）と対応を協議することとする。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかにあてはまる場合、また今後あてはまる可能性が高いと判断した場合は、臨時休園または登園自粛要請等の措置をします。

（1）臨時休園

災害発生または災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とします。

〈基準〉

ア 気象庁から本市に大雨特別警報が発令されている。

イ 本市が警戒レベル3～4相当または警戒レベル5相当の避難情報を発令している。

ウ 交通手段が遮断される等により教職員の確保ができない。

エ 状況を総合的に判断し、臨時休園とすることが適切と認められる。

（2）登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や幼稚園運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行います。

〈基準〉

ア 本市が警戒レベル2相当の避難情報を発令している。

イ 状況を総合的に判断し、登園自粛とすることが適切と認められる。

5 警戒レベル（市の避難情報等）発令時の対応

（１）「午前６時時点で発令中」または「午前６時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル （市の避難情報等）	気象庁の 警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル５ （緊急安全確保）	大雨特別警報	当該日は休園とする。	保護者に登園を見合わせてもらう。
警戒レベル４ （避難指示）	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	保護者に登園を見合わせてもらう。
警戒レベル３ （高齢者等避難）	※大雨警報 ※暴風警報	当該日は休園とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	保護者に登園を見合わせてもらう。
警戒レベル２ （自主避難所開設）	※大雨注意報 ※強風注意報	登園自粛要請とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	保護者にできる限り登園を見合わせてもらう。

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル５と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

（２）「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル （市の避難情報等）	気象庁の 警報	保育施設の対応	保護者の対応
警戒レベル５ （緊急安全確保）	大雨特別警報	当該日は休園とする。	・保護者に速やかに引き取りにきてもらう。 ・ただし、引き取りに行くことが危険な場合（洪水発生等）は安全な状況になってから引き取りにきてもらう。
警戒レベル４ （避難指示）	※土砂災害 警戒情報等	当該日は休園とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	
警戒レベル３ （高齢者等避難）	※大雨警報 ※暴風警報	当該日は休園とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	
警戒レベル２ （自主避難所開設）	※大雨注意報 ※強風注意報	登園自粛要請とする。 （発令対象地域に所在する幼稚園）	

- ① 大雨特別警報が発令された場合は、警戒レベル５と同様の取扱いとする。
- ② 気象庁が、※の警報等を発令した場合でも、市の避難情報等が発令されない限りは臨時休園等にならない。

6 臨時休園等に伴う対応について

(1) 周知等

市（教育委員会）は、公立幼稚園並びに保護者に対し、文書やホームページにてあらかじめ周知を図ります。

臨時休園・登園自粛要請を行う場合、市（教育委員会）はその旨を公立幼稚園に連絡し、それを受けた公立幼稚園は、速やかに保護者に周知します。さらに、臨時休園する際は、幼稚園の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した張り紙等を掲示します。

(2) 体制の確保

公立幼稚園においては、緊急事態に対して責任者等が対応できる体制を確保します。

7 臨時休園後の再開について

臨時休園後の再開については、下記のとおりとします。ただし、職員体制の確保、幼稚園の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期が幼稚園によって異なる可能性があります。その場合は、市（教育委員会）と協議のもと各幼稚園から保護者へ連絡を行います。

避難情報解除時点 市ホームページにおいて発表時点	保育施設の対応
午前6時までに解除	原則、開園（給食等の有無は各幼稚園の判断）
午前6時から午前11時までに解除	原則、午後1時から開園（給食等の有無は幼稚園の判断）
午前11時以降に解除	原則、休園

8 代替保育について

臨時休園措置を行った場合は、家庭保育を原則とする。

【参考】警戒レベルの一覧表《内閣府：避難情報に関するガイドライン》

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。